

広告・プロモーションと商標権侵害

2日間

～AI・ネット・メタバース時代の販促・ブランディング活動の
思わぬ落とし穴、広告と商標権侵害～

難易度
中級

講師 青木 博通 氏

ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士

日時

2026年9月28日(月)、29日(火) 13:30～16:30

◆どのようなキャッチフレーズが登録になるのか、どのようなキャッチフレーズの使用であれば、商標権侵害にならないのか、ノベルティーへの商標の使用は商標権侵害になるか、比較広告、創業年の広告、インフルエンサーの広告、ステルスマーケティングはどこまで許されるかといった問題は、企業の商標・広告担当者の頭をいつも悩ます問題であり、明確な基準も確立されていません。

◆そこで、本講座ではこれらの問題について、最新の裁判例・学説を交え、商標登録の可能性、商標権侵害の基準について解説します。

◆インターネット、メタバース、AIといった技術の進歩と共に発展する広告の問題も取り上げます。

◆意匠法と著作権法とのすみ分けに関するTripp Trapp最高裁判決の広告への影響についても言及します。

◆本講座を受講することにより、広告・プロモーションで注意すべき点を商標法及び関連法の視点から網羅的に把握し、戦略をたてることができます。

【解説内容】

1. 広告における商標の法的位置づけ
 - (1)商標事件における「広告」の定義
 - (2)商品自体への使用と広告への使用の違い
 - (3)役務「広告」の類否判断
 - (4)商標的使用の違い（不使用取消と商標権侵害）
2. キャッチフレーズの登録可能性
3. キャッチフレーズと商標権侵害
4. ノベルティー（プレミアム）商品と商標権侵害
 - (1)商標登録の必要があるか (2)侵害判断基準
 - (3)抗弁の方法 (4)裁判所が考慮する事情
5. インターネット・メタバース・NFT・AIと広告
 - (1)ネット上使用する商標はどの役務・商品に属するか
 - (2)ネット上使用するどの表示が商標か
 - (3)ネット上、どのような使用が商標権侵害か
・検索連動型広告、メタタグ、ショッピングモール、越境、ハッシュタグ
 - (4)国境を跨ぐ広告はどこまで許されるか(Sushi Zanmai事件逆転判決)
 - (5)メタバース、NFTと権利形成
 - (6)メタバース、NFTと商標権侵害（メタバース事件、ボードエイブ事件）
 - (7)メタバース対応の改正不正競争防止法2条1項3号（2024年4月1日施行）
6. 広告と真正商品の並行輸入
7. 特異な広告（比較広告、創業年、おとり広告、インフルエンサー、ステルス）と商標権侵害
8. 広告と著名商標の保護
9. 広告のみの使用と不使用取消審判
10. 広告代理店による広告内容の開示
11. 他社の商標をどこまで使用できるか
12. 他社による商標使用と稀釈化・普通名称化
13. 広告と品質誤認
14. 国旗と広告
15. 商標とパロディ（セルフパロディ）
16. 新商標（色彩、動き、音等）の広告と商標権侵害
17. 新商標・新意匠（画像・建築物・内装）とブランド戦略・マーケティング戦略
18. 著作権法との関係
（Tripp Trapp最高裁判決を踏まえ）
19. 広告規制

テキストはPDFで共有させていただきます

◇この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この研修を受講し所定の申請をすると、外部機関研修として
5単位が認められる予定です。（※zoomにてご参加下さい。
アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）



LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 &
アーカイブ配信も実施（各講義翌日から2週間）
・聞き逃しても安心！期間内はなんども。
・再生速度を変更可能！

受講料

会員20,400円 一般24,000円(※税込)

申込

「発明推進協会 研修」で検索

http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html

お問合せ先

(一社)発明推進協会 研修チーム TEL 03 3502 5439

申込みページ
QRコード